相嶋静夫

差出人: 相嶋静夫
送信日時: 2019年1月25日金曜日 17:17
宛先: 大川原 社長; Junji SHIMADA
ＣＣ: [redacted]
件名: 事情聴取の件

大川原社長、島田さん

昨日 23 日午後から本日午後 4 時まで事情聴取されました。

概要は以下の通りです。
警察は「社長と島田が勝手に該当、被害等を決めた。」との供述を得たいみたいでしたが、これに対して私は、「島田は担当者であり、社長は決裁者であるので、それなりの判定基準で決定したと思います」

また、『殺菌』については、経産省とのやりとり（メール、会合）から乾燥（乾熱）滅菌を殺菌と理解して、判定を行ったのではないかと答えました。
そのほか、特に私の意見として、
オーストラリアグループ　ホームページ中の共通管理リストハンドブックーvolume Ⅱ には、きちんと殺菌を定義されており、その内容は滅菌よりレベルは低いものはあるが、最大限の細菌を破壊するレベルと示されており、これが省令施行時、分かっていたら、または省令に明記されていたら、この混乱は発生していなかったと供述しました。
2日合計12時間の取り調べでしたが、大部分は供述調書の文章修正でした。

社長は、27日、島田さんは？日聴取はあるそうですが、頑張ってください。経産省にも不作為の非があるのですから。

以上です。

相嶋静夫